

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案募集後県は候補者と協議を行い、協議が整った場合は協定を締結する。

1 事業名

埼玉県電気自動車用充電設備等導入事業

2 事業目的

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、県内のCO₂排出量の4分の1を占める運輸部門の削減を推進する必要がある。そのため、従来車よりCO₂排出量の少ない電動車への転換を促進していく。

この取組の一環として、庁舎に充電設備（目的地充電）を設置し、電気自動車（以下「EV」という。）を利用する県民の利便性を高め、更なるEVの普及を図る。

3 事業の内容

事業者は、県から行政財産使用許可を受けた上で、使用料を納付して本県が管理する施設の駐車場の一部を活用し、事業者の自己資本によりEV充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

なお、設置する施設及び設置予定基数は、別表1「候補施設一覧」の中から選定し、提案することとする。

- (1) EV充電設備等を設置する用地について、その使用料は「行政財産の使用料に関する条例」に基づき算定し事業者が負担するものとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区域や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を提案するものとする。なお、充電時の電力については、原則、実施事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。
- (3) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。
- (5) 県は県公用車の充電のためEV充電設備等を有償で利用できるものと

する。

- (6) 事業者は、ＥＶ充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。

4 実施期間

(1) 利用開始時期

ＥＶ充電設備等の利用を開始する時期は、県と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、ＥＶ充電設備等の利用を開始した日から起算して５年以上とし、事業期間中は事業者の責任において、ＥＶ充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、行政財産使用許可の期間は１年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりＥＶ充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

5 ＥＶ充電設備等を設置する施設

ＥＶ充電設備等を設置する施設は、公募による提案に基づき県と事業者の協議にて決定する。事業者が設置可能と判断した施設についても、最終的な設置可否は県において判断する。

6 その他

- (1) ＥＶ充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、ＥＶ充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。
- (2) ＥＶ充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) ＥＶ充電設備等の整備等にあたっては、事業者は、事前にＥＶ充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に県と協議を行うものとする。また、本工事により既存建築物及び電気・機械設備に損傷又は損害を与えた場合は、事業者負担にて復旧及び賠償をする義務を負う。
- (5) 使用許可期間中に、県有財産の廃止、建替え、改築若しくは譲渡を行うことにより、又は使用部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたことにより、ＥＶ充電設備等の撤去が必要となった場合は、県の負担により速やかに原状回復する。また、利用するＥＶ充電設備等を他の県有施設に

県の費用負担で移設し継続利用することを検討する。なお、撤去に必要な経費等については協議の上、県が負担する。

- (6) 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす協定又は契約に定める義務を履行しない場合には、協定又は契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復する。
- (7) 事業者は、ＥＶ充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに県に連絡したうえで対応し、その結果を県に報告しなければならない。また、県や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (8) 事業者は、施設の建築物や電気系統及び機械設備に損傷又は損害を与えた場合やＥＶ充電設備等の整備及び管理に関する県との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (9) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、一般社団法人次世代自動車センター承認のもと、県が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (10) 事業者は、埼玉県自家用電気工作物保安規程、電気事業法及び関係法令等を遵守するものとする。
- (11) ＥＶ充電設備等の整備にあたっては、別に県と協定を締結するものとする。